

議案第25号

幕別町手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(幕別町行政不服審査条例の一部改正)

第1条 幕別町行政不服審査条例(平成28年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「無料」を「用紙1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、30円)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

第4条第2項を削り、同条第3項中「費用」を「手数料」に改め、同項を同条第2項とする。

(幕別町情報公開条例の一部改正)

第2条 幕別町情報公開条例(平成11年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中「1枚10円」を「1件310円に、1枚増すごとに10円を加えた額」に、「1枚50円」を「1件330円に、1枚増すごとに30円を加えた額」に改め、別表(4)の項を次のように改める。

(4) 光ディスク(直径120mmの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したもの	1件300円に、700メガバイトまでごとに100円を加えた額
---	--------------------------------

別表1の表に備考として次のように加える。

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。

(幕別町個人情報保護条例の一部改正)

第3条 幕別町個人情報保護条例(平成11年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項」に改める。

別表中「1枚10円」を「1件310円に、1枚増すごとに10円を加えた額」に、「1枚50円」を「1件330円に、1枚増すごとに30円を加えた額」に改め、別表(4)の項を次のように改める。

(4) 光ディスク（直径120mmの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したもの	1件300円に、700メガバイトまでごとに100円を加えた額
---	--------------------------------

別表に備考として次のように加える。

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。

（幕別町手数料条例の一部改正）

第4条 幕別町手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改め、同表3の項中「、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」を「又は第63条第3項第7号ロ」に改め、同表4の項中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、同表24の項中「300円」を「450円」に改め、同表25の項から同表27の項までの規定中「250円」を「300円」に改め、同表28の項中「100円」を「300円」に改め、同表29の項中「謄本若しくは抄本」を「写し」に、「謄抄本」を「の写しの」に、「250円」を「300円」に改め、同表29の2の項中「謄本若しくは抄本の」を削り、「250円」を「300円」に改め、同表30の項中「謄本若しくは抄本」を「写し」に、「謄抄本」を「の写しの」に、「250円」を「300円」に改め、同表30の2の項中「250円」を「300円」に改め、同表30の3の項中「謄本若しくは抄本」を「写し」に、「謄抄本」を「の写し」に、「250円」を「350円」に改め、同表31の項中「250円」を「300円」に改め、同表33の項中「1筆又は1棟につき」を「書類1件につき」に、「250円」を「300円」に改め、「1筆（棟）を超える場合は1筆（棟）ごとに50円加算」を削り、同表34の項及び35の項中「250円」を「300円」に改め、同表35の項の次に次のように加える。

35 の 2	地方税法第382条の2に規定する固定資産課税（補充課税）台帳	固定資産課税台帳の閲覧手数料	書類1件につき 200円	交付のとき	地方税法第416条第3項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に
--------------	--------------------------------	----------------	-----------------	-------	---------------------------------------

	の閲覧				供する固定資産課税台帳の閲覧手数料は、無料とする。
--	-----	--	--	--	---------------------------

別表36の項から38の項中「250円」を「300円」に改め、同表40の項から40の3の項中「150円」を「300円」に改め、同表40の4の項中「400円」を「450円」に改め、同表41の項を次のように改める。

41	地番図、現況図、現況地番、重ね図及び土地整理原図等の写し等の交付	その他 地 図・ 図 面 等 の 写 し 等 の 交 付 手 数 料	白黒A 1版に収まるもの 1枚につき 850円 カラーA 3版に収まるもの 1枚につき 650円 写真A 3版に収まるもの 1枚につき 950円 電磁的記録媒体に収まるもの 1枚につき 2,500円	交付の とき	電磁的記録媒体により交付する場合は、幕別町指定のデータ形式に限る。
----	----------------------------------	--	--	-----------	-----------------------------------

別表42の項中「600円」を「1,200円」に改め、同表43の項中「5,000円」を「8,200円」に改め、別表50の項の次に次のように加える。

50 の 2	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付	都市計画法適合証 交付手数料	3,000円	交付請 求のと き	
--------------	---	-------------------	--------	-----------------	--

別表58の項を次のように改める。

58	前各号に掲げる以外の事務に係る証明書等の交付	その他の 証明書等 手数料	イ 証明に係るものの交付 1件につき 300円 ロ 公文書等の写しの交付 (A 3版に収まるもの) 1 件につき 310円 ただし、1枚増すごとに 10円を加算する。 ハ 公文書等の写しの交付	交付の とき	ロ及びハにおいて、両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
----	------------------------	---------------------	---	-----------	--

			(A3版に収まるもので、 カラー複写機によるもの) 1件につき 330円 ただし、1枚増すごとに 30円を加算する。	
--	--	--	---	--

(幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第5条 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,740円」を「1,830円」に、「116円」を「122円」に改める。

別表第2中「2,000円」を「2,100円」に改める。

(幕別町水道事業給水条例の一部改正)

第6条 幕別町水道事業給水条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第27条第1号中「並びに第6条第2項に規定する設計及び工事検査」を削り、「別表第3のとおり」を「1件につき12,600円」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第6条第2項に規定する設計及び工事検査の手数料は、別表第3のとおりとする。

別表第3指定給水装置工事事業者申請手数料の項を削り、同表設計審査手数料の項中「4,500円」を「7,000円」に、「2,700円」を「4,500円」に改め、同表工事検査手数料の項中「7,500円」を「6,500円」に、「4,500円」を「4,800円」に改める。

(幕別町簡易水道事業給水条例の一部改正)

第7条 幕別町簡易水道事業給水条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2設計審査手数料の項中「4,500円」を「7,000円」に、「2,700円」を「4,500円」に改め、同表工事検査手数料の項中「7,500円」を「6,500円」に、「4,500円」を「4,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定（第2条第7号の改正規定に限る。）及び第4条の規定（別表2の項から4の項までの改正規定に限る。）は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の幕別町行政不服審査条例第4条、幕別町情報公開条例第14条、幕別町個人情報保護条例第20条及び幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第20条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条の規定は、施行日以降に処理するものから適用し、同日前までに処理したものについては、なお従前の例による。